

令和5年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	令和6年2月27日（火） 午後1時30分～3時00分
会 場	長野市ふれあい福祉センター 4階会議室2・3
出席者	委員13人（欠席2名） 事務局11人 傍聴人1人 地域包括支援センター代表3人（篠ノ井総合病院、若槻ホーム、豊野サブセンター）
次 第	<p>1 開 会 事務局 塚田補佐</p> <p>2 あいさつ 臼井保健福祉部長、小山会長</p> <p>3 協議事項</p> <p>（1）令和6年度長野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について 説明：事務局 塚田補佐 吉澤補佐（資料1-1, 1-2、参考資料）</p> <p>（2）介護予防支援業務の委託が可能となる居宅介護支援事業所の承認について 説明：事務局 塚田補佐 （資料2、参考）</p> <p>（3）地域包括支援センターに係る改正介護保険法（令和6年4月1日施行）の内容について 説明：事務局 湯本補佐 （資料3-1, 3-2）</p> <p>4 閉 会 事務局 塚田補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>協議事項</p> <p>（1）令和6年度長野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について （資料1-1、1-2）</p> <p>昨年度の設置運営方針では、「高齢者人口に応じて設置しており、基幹型1センター、委託包括19センターの体制とする」としていたが、これからは、高齢者人口に応じて設置するのが困難になってきているという背景から、設置に係る方針の大転換を模索していることから、あえて今回削除されたのか。</p>
事務局	<p>そのような意図はなく、今後も設置基準に変更は無い。毎年度、支援センターの設置数を記載することより、包括支援センターに運営方針の策定目的や意義をお示しすることを前面に出すことを目的に組み立てをしたものである。</p>
委 員	<p>変更がないのであれば、設置に関する方針は記載すべき事項である。</p>
事務局	<p>今回、運営方針を見直すにあたり他市の方針も参考に作成したが設置数に関する事項についての記載は見受けられなかった。ただし、長野市は「設置運営方針」としてきたので、ご意見のとおり、この項目を入れることとしたい。</p>
委 員	<p>資料3に関連することだが、介護保険法改正により介護予防支援を市町村から指定を受け居宅支援事業所が受け持てるようになる件についてである。包括支援センターの負担軽減に繋がる一方で市内の事業所の配置に偏りがあるため地区によって差が生じる懸念がある。</p>

事務局	おっしゃるとおり、地区により事業所数の厚いところ薄いところの差はあると思う。包括の設置とは違う面で、高齢者活躍支援課が担当している事業所の配置計画や「あんしんいきいきプラン」の計画、そちらで対応していきたい。
委員	ケアマネジャーが減ってきていると伺ったが、数を増やすための計画や方策はあるのか。
事務局	ケアマネジャーに限らず、この業務を担っていただいている専門職の離職が多いと認識している。今後、高齢化が進み稼働世代が減少していく中で、サービスの維持や人材確保は大きな課題であると思っている。今般、策定した「あんしんいきいきプラン」の人材確保に関する計画の中で取り組んでいきたいと考えている。
事務局	先に意見のあった設置に関する部分を加えた令和6年度設置運営方針について、改めて委員あて送付させていただくことで、承認いただきたい。
委員	全員承認
	(2) 介護予防支援業務の委託が可能となる居宅介護支援事業所の承認について (資料2、参考)
委員	全員承認
	(3) 地域包括支援センターに係る改正介護保険法（令和6年4月1日施行）の内容について (資料3-1, 3-2)
委員	居宅支援事業所が直接指定を受けられるようになると包括の負担軽減に繋がるが、今まで受けていた包括からのケアプラン点検や助言がなくなるため、サービスの適切な利用が求められる。今後、包括による評価、連携はどのようになるのか。
事務局	今後は、介護予防プランのチェックは市が行うことになる。包括支援センターは、ケアマネ支援という形で地域ケア会議やケアマネ連絡会を通じて助言をしていくことになる。
委員	包括支援センターにおける柔軟な職員配置について、人員が欠けた部分を他の包括が補う場合に報酬体系はどのようになるのか、資料では3圏域の図になっているが実際は、いくつの圏域まで対応が可能なのか。極端な例になるが、長野市全体の包括の圏域すべてで柔軟な人員配置をする可能性もあり、その場合に利用者は、どこの包括支援センターに相談をすべきなのか。
事務局	現時点で国から示されているのがこのスキームのみのため、圏域数については回答が難しい。包括支援センターが複数圏域をカバーする場合に、離れた地区を設定してしまうと相談や権利擁護業務の対応に時間を要することが想定されるため、利用者である市民の利便性を考慮し調整したい。具体的な例が出てきた場合に運営協議会で相談させていただきたい。

委員	<p>主任介護支援専門員に準ずる者について、人手不足だから基準を緩めればよいという内容に思えてしまい包括を設置する本来の意味に疑問を感じる。</p> <p>先の資料3-1について、市役所の負担は増えるのか。</p>
事務局	<p>準ずる者の扱いは情報が出た段階で案内する。介護予防支援事業所の指定について、市の負担は増えるが、事業をスムーズに展開できるよう体制を整えたい。</p>
事務局	<p>以上で議事をすべて終了する。</p>